

今回のテーマ：これってパワハラ！？

Q. 新入社員が何度も遅刻をするので、強めに「遅刻はダメだよ。ちゃんと時間を守るように」と言いました。そうしたところ、本人より「それって、パワハラですよ！」と反論されました。これは、パワーハラスメントに該当するのでしょうか？

A. パワーハラスメントに該当するかどうかというのは、簡単には判断できません。今回のご質問の場合も一般的なケースとして、ご回答させていただきます。労働施策総合推進法、通称、パワハラ法によるとパワハラは「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」とあります。ここから考えてみますと、今回の言動が「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動かどうかというのが、パワハラに該当するのかわパワハラに該当しないのか、の肝となります。

厚生労働省が示しているパワハラはの行為類型の中に、パワハラでない事例として「遅刻や服装の乱れなど社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をすること」というのがあります。今回の事案もそれに該当するならば、パワハラではないといえるかと考えます。どちらにしても慎重に対応していく必要があることを付け加えておきます。

業務上、必要な指導ならパワハラではない！

.....

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



.....

執筆者プロフィール
滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！